

■ 浄化槽を設置されている方へ ～浄化槽定期検査受検のお願い～

浄化槽は私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。そのため、業者に委託して行う「保守点検」と「清掃」をきちんと行い、水質に関する「法定検査」を受けることが義務付けられています。

・定期検査（浄化槽法第11条）

浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか、また適正に使用され浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査し、併せて浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、処理水を持ち帰り詳しい水質検査（BOD）を実施します。不適事項があれば、行政及び関係者が状況を把握するとともに早期にそれを是正することを目的にしています。

平成17年度から5人槽～10人槽の家庭用浄化槽も検査の対象となりました。

※ BOD(生物化学的酸素要求量)とは水の汚れの程度を表す指標です。合併処理浄化槽は20mg/L以下という基準が定められています。

	内 容	人間でいえば…	自動車でいえば…
保守点検	機能を保つためのメンテナンス作業 (消毒液の補充、モーターの点検等)	日常の健康管理	ガソリン補給や オイル交換
法定検査	維持管理状況及び放流される処理水の 水質検査 (BOD)	定期健康診断	車検

・検査料金（一般家庭5人槽～10人槽）

検査料金	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
定期検査	4,000円	6,000円

検査対象となった浄化槽（設置年度ごとに対象としています）については事前に指定検査機関から日程通知がありますので必ず受検くださるようお願いいたします。

【問い合わせ先】

●鹿児島県知事指定検査機関

(公財) 鹿児島県環境検査センター TEL 099-296-9000

<http://www.kagoshimakensa.or.jp>

●錦江町役場保健福祉課保険衛生チーム TEL 0994-22-3044



地域振興課 からの お知らせ

支所 地域振興チーム

TEL 0994-25-2511

■ やまんなか音楽会延期について

8月9・10（土・日）に予定しておりましたやまんなか音楽会は、台風11号の影響の為、8月29・30（金・土）に延期になりました。

※詳細につきましては、田代支所地域振興課までお問い合わせください。